

## エントリーシート ※ 転入予定なし

確認欄へのチェック☑、必要事項の記入をしてください。		確認欄
申込み・保育の必要性の認定	(1) 新宿区民ではない方の申込方法や申込みに関する制限等をご確認ください。	<input type="checkbox"/>
	(2) 認可保育園・認定こども園を利用できる期間は年度末までです。ただし、保育を必要とする事由（「求職活動」、「妊娠・出産」等）の場合は異なります。翌年度以降の継続については、毎年度手続きが必要です。保育を必要とする要件に該当しなくなった場合は継続することはできません。	<input type="checkbox"/>
	(3) 保護者の状況等に応じて保育の必要性の観点から優先順位を付け、利用（入園）する保育園等の調整を行います。そのため、希望どおりに入園できるとは限りません。	<input type="checkbox"/>
	(4) 書類不備の場合は利用調整の対象外となります。利用調整は、申込締切日までに提出された書類に基づき行います。申込締切日後に提出された書類は、翌月以降の利用調整に反映します。	<input type="checkbox"/>
	(5) 希望園の順番は入園（転園）のしやすさに関係しません。希望園は希望する順番に記入してください。希望園の変更は申込締切日まで可能です。	<input type="checkbox"/>
	(6) 申込み後、家庭状況（住所、連絡先、仕事、出産の予定、家族構成、保育状況等）に変更があった場合や、入園する必要がなくなった場合は、速やかにご連絡ください。変更があったにも関わらず連絡がないときは、内定や決定を取り消すことがあります。保育の必要性がなくなった場合は退園となります。	<input type="checkbox"/>
	(7) 保育を必要とする状況等を確認するため、家庭や職場に電話や訪問をすることがあります。	<input type="checkbox"/>
	(8) 虚偽の申込みをした場合は、内定や決定を取り消します。	<input type="checkbox"/>
内定後	(9) 入園（転園）月前月末までに内定園での面接、健康診断を受けられない場合や、健康診断の結果によっては、内定を取り消すことがあります。また、入園は毎月1日です。月途中及び3月の入園はありません。	<input type="checkbox"/>
	(10) 内定を辞退した場合は、翌月以降の申込みは無効となります。辞退後も入園を希望する場合は、改めて入園申込み（申込書等一式の提出）が必要です。	<input type="checkbox"/>
	(11) 転園が内定した場合は、いかなる理由であっても辞退して元の園に戻ることはできません。	<input type="checkbox"/>
保育時間・通園期間等	(12) お子さんをお預かりする保育時間は、保護者の就労時間・通勤時間、お子さんの状況を踏まえて園長が決定します。0歳児クラスの保育時間は、園によって月齢で異なることがあります。	<input type="checkbox"/>
	(13) 入園（転園）当初は、保育時間を短くし、徐々に通常の保育時間に近づけていく期間（慣らし保育期間）を設けています。慣らし保育期間は、お子さんの状況を見ながら園長が判断します。	<input type="checkbox"/>
	(14) 一時的に休園できる期間は2か月までです。休園している期間であっても月額の基本保育料を納付いただきます。	<input type="checkbox"/>
	(15) 認可保育園、認定こども園等は、必要に応じて、修繕または改修工事等を行うことがあります。	<input type="checkbox"/>
	(16) 延長保育の利用の希望の有無について、下記の項目を記入してください。 ※区立園は利用できません。私立園は入園内定後、直接保育園・子ども園に申込みしてください。（定員を超えた場合は、利用できないことがあります）	

希望する     希望しない

裏面もご確認ください

該当する項目のみ、確認欄へのチェック☑、必要事項の記入をしてください。

確認欄

### 育児休業中の方

- 入園（転園）した場合は、育児休業期間にかかわらず、「復職に関する申告書」のとおり、入園月の末日まで（勤務先との調整により入園月に復職することができない場合は、翌月1日まで）に復職することが要件です。期日までに元の職場に復職しない場合は、内定や決定を取り消します。
- 復職後に「育児短時間勤務」とする方は、就労日数に変更なく、1日あたり2時間以内の短縮であれば、短縮前の就労状況の指数を適用します。2時間を超えて短縮していることがわかったときは、内定や決定を取り消します。

### 出産予定のある方

出産予定日 \_\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日

#### 【就労している方】

- 「就労」を事由に申込みをしている方であっても、下のお子さんの出産予定があり、入園月の初日が産前・産後休暇中となる方の認定事由は「妊娠・出産」となります。
- 利用調整の際は、入園月中に産前・産後休暇が開始される場合は「妊娠・出産」の指数を適用します。
- 入園月の事由が「妊娠・出産」である場合は、出産日の属する月の2か月後の月の末日までの利用となります。ただし、産前・産後休暇終了後、すぐに復職する場合は、「就労」を事由とする認定に変更し、利用を継続することができます。
- 申込み後に入園月の認定事由が「妊娠・出産」に該当することがわかった場合は、「妊娠・出産」の指数で利用調整をし直します。その結果、内定や決定が取消しとなることがあります。
- 産前・産後休暇期間(予定) \_\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日～\_\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日

#### 【就労していない方】

- 入園月の事由が「妊娠・出産」である場合の認定期間（利用できる期間）は、出産予定月を中心に前後2か月間（計5か月）です。出産した月が出産予定月より早まったり、遅れたりした場合は、認定期間を変更します。
- 利用できる期間は、出産した日から2か月後の月の末日までです。

### 転園希望の方

- 転園申込みの取下げができるのは、各月申込締切日までです。
- 現在延長保育を利用している場合であっても、転園先で延長保育を利用できない場合があります。

各項目について、全て同意の上で申込みます。

\_\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日 保護者氏名\_\_\_\_\_ [ 父 母 ]

申込児童氏名\_\_\_\_\_ ( \_\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日生)

申込児童氏名\_\_\_\_\_ ( \_\_\_\_\_年\_\_\_\_月\_\_\_\_日生)